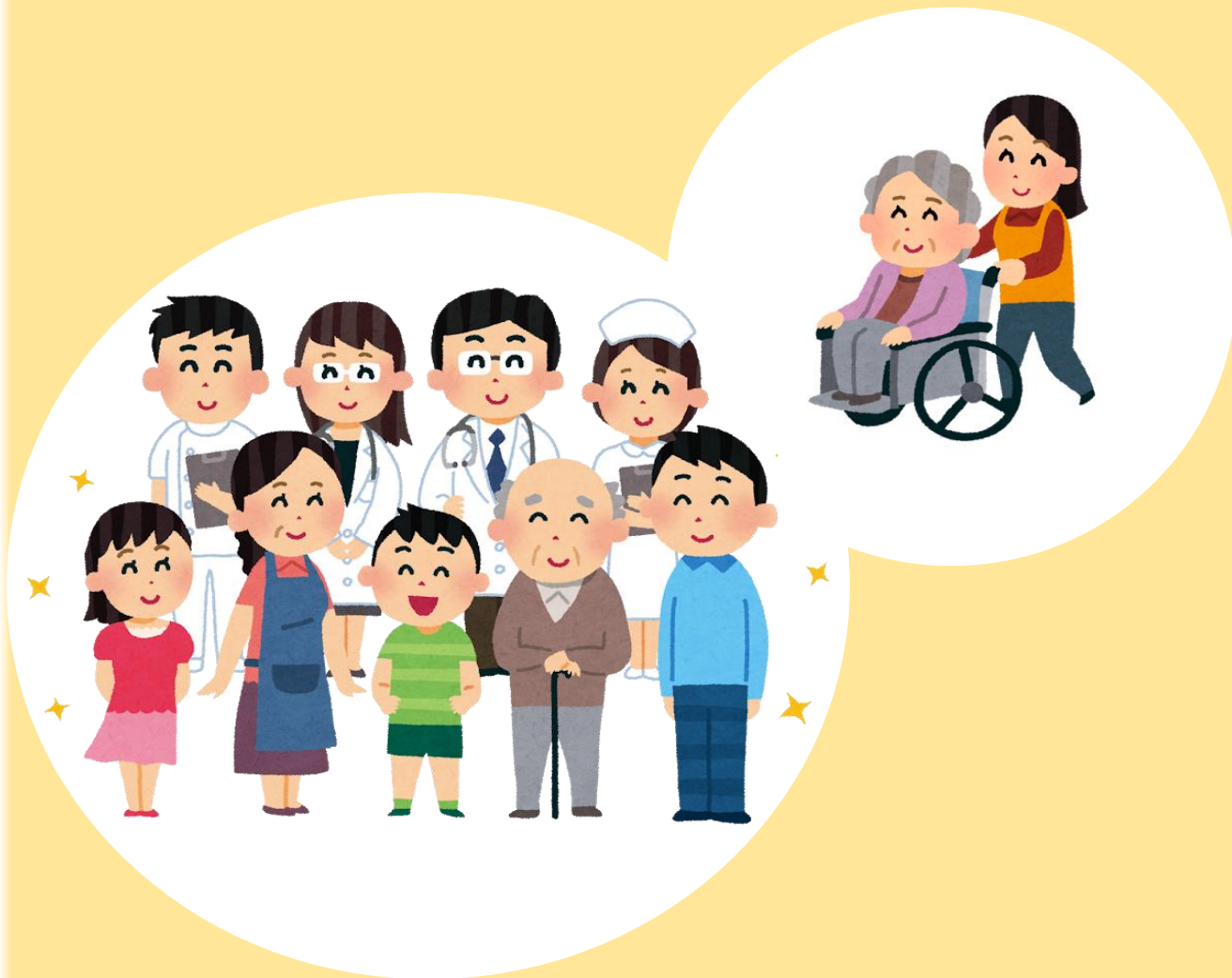


住み慣れた地域で暮らし続けられるように

# 知ろう 桜川市の在宅医療・介護



桜川市高齢福祉課

桜川市在宅医療・介護連携推進協議会実行委員会 市民啓発グループ

《在宅医療や介護に関する問合せ先》

桜川市役所岩瀬庁舎 高齢福祉課 地域包括支援センター

住所 桜川市岩瀬64番地2

電話 0296-73-4511(直通)

令和4年4月1日発行

# 在宅医療・在宅介護って？

自宅で生活を続けていくうえで、通院が難しくなった時、退院後に自宅等で受けられる医療サービスのことを「在宅医療」、要支援（※1）または要介護（※2）状態となった方を自宅等で介護することを「在宅介護」といいます。

在宅医療と介護のことを知って、必要な時に必要なサービスを利用できることにより、住み慣れた地域で暮らし続けられることに繋がります。

※1 要支援状態…要介護認定の申請をし、判定結果が「要支援1・2」であること

※2 要介護状態…要介護認定の申請をし、判定結果が「要介護1～5」であること

安心して在宅医療や介護が受けられるよう、かかりつけ医をはじめ、さまざまな職種が連携しながら、チーム体制で在宅での生活を支えます。



## 「かかりつけ医」をもちましょう

ちょっとした身体の心配事について相談しやすく、今までの病気の経過や薬のことも把握してくれているため、必要時には専門医の紹介など、もしもの時に素早い対応をしてくれる「かかりつけ医」。病気がないから受診の必要はないではなく、定期的に健診を受けることが大切です。



# こんな時 どこに相談すればいいの？

入院中だけれど、退院後の生活に不安が…

病院の中には、退院後の生活について相談支援をしてくれる医療ソーシャルワーカーがいます。不安なことがあれば、医療ソーシャルワーカーにご相談ください。



病院から自宅への橋渡し役です。

**医療ソーシャルワーカー**

**ケアマネジャー**

サービスを調整し、介護計画を立てます。



自宅で、  
医療や介護サービスを受けるには？

## ●医療サービスのこと

⇒かかりつけ医にご相談ください。

## ●介護サービスのこと

⇒桜川市地域包括支援センターにご相談ください。

※令和2年9月～訪問介護と通所介護を各週1回のみ利用したい方は要介護認定を受けなくとも、チェックリストに該当すれば利用できるようになりました。詳しくは桜川市地域包括支援センターまでお問合せください。

介護認定の結果が出たけれど…

**要介護1～5の方**

⇒ケアマネジャーのいる事業所にお問合せください。

**要支援1・2の方**

⇒地域包括支援センターにご相談ください。

**施設入所を希望の方**

⇒施設に直接お問合せください。



市内の病院・診療所、介護サービスの事業所や介護施設について知りたい！

桜川市地域包括支援センター（0296-73-4511）へお問合せください。市ホームページにも、「高齢者のためのくらしの便利帳」「介護保険居宅・施設サービス事業所一覧」が掲載されており、市内の情報が確認できます。

# 在宅での生活に役立つしくみ

## レスパイト入院



「レスパイト入院」とは

在宅で療養されている方が、介護している方の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に、一定期間行う入院のことです。

市内では、さくらがわ地域医療センター・上の原病院にて受け付けています。  
※入院は、原則2週間以内です。  
病床の空き状況等により、入院できない場合もありますので、ご相談ください。

### 《利用の流れ》



## 命のボタン(救急医療情報キット)



救急時にかけた救急隊員や搬送先の病院に、身内の連絡先や病状が伝わらないケースが発生しています。「命のボタン」に必要な情報を入れておくことで、迅速かつ適切な医療活動や緊急連絡先の確保に役立ちます。

Q. 配布の対象者は？

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②65歳以上の高齢者世帯に属する方
- ③65歳以上の方で日中独居となり、健康上の不安を有する方

**レスパイト入院や命のボタンについて知りたい！**

桜川市役所 高齢福祉課 (0296-73-4511)へ  
 お問い合わせください。

